

令和 8 年度

燃料電池商用車導入促進費補助金
申請の手引き

令和 8 年 7 月
愛知県経済産業局

< 目次 >

第1章 申請について

1	補助金の概要	3
	(1) 募集期間	3
	(2) 補助対象事業者	3
	(3) 補助対象車種及び補助額（補助上限額）	5
2	補助金の申請から交付までの流れと注意事項	6
	(1) 補助金の申請から交付までの流れ	6
	(2) 注意事項	7
	(3) 補助対象外となる場合について	7
3	提出資料	8
	(1) 交付申請時の提出資料	8
	(2) 実績報告時の提出資料	9
	(3) 変更があった時の提出資料	10

第2章 その他

1	資料の提出先	11
2	問合せ先	11
3	よくある質問	12

第1章 申請について

1 補助金の概要

(1) 募集期間

2026(令和8)年7月14日(火)から2027(令和9)年3月15日(月)正午まで(必着)

※予算枠に到達した場合、上記に関わらず受付を終了します。

※受付は先着順となります。

(2) 補助対象事業者

- ・国又は地方公共団体(市町村等を除く。)の出資比率が単独で50%を超えない旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者又は大企業等の事業者
- ・市町村等
- ・上記の者に貸し渡す目的で導入する自動車リース事業者

市町村等とは

以下のいずれかに該当する者を指します。

- ・県内に所在する市町村
- ・地方公共団体の組合(県を構成員とする組合を除く。)

旅客・貨物運送事業者とは

以下のいずれかに該当する者を指します。

- ・「道路運送法」に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営業者
- ・「貨物自動車運送事業法」に規定する一般貨物自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業を営業者
- ・上記の準ずる者として知事が認定した者。

ただし、国及び地方公共団体は除きます。

中小企業等の事業者とは

県内に工場又は事業場を有している者で、以下のいずれかに該当する法人・団体若しくは個人事業主を指します。なお、**宗教法人は対象とはなりません。**

- ・「中小企業信用保険法」に規定する会社若しくは個人（a、bのどちらかを満たす者）
 - a 資本金が3億円（小売・サービス業では5,000万円、卸売業では1億円）以下の会社
 - b 従業員が300人（小売業では50人、卸売・サービス業では100人）以下の会社又は個人

※農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業及び

金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

を営む会社又は個人は対象外

- ・「中小企業団体の組織に関する法律」、「農業協同組合法」、「水産業協同組合法」で定める各組合
- ・「学校教育法」に規定する学校、専修学校又は各種学校を設置する者
- ・「児童福祉法」に規定する児童福祉施設を設置する者
- ・「社会福祉法」に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を経営する者
- ・「医療法」に規定する病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は助産所を設置する者

大企業等の事業者とは

県内に工場又は事業場を有している者で、中小企業等の事業者以外の民間企業、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び法律により直接設立された法人を指します。なお、**宗教法人は対象とはなりません。**

(3) 補助対象車種及び補助額（補助上限額）

原則、車検証に（2）の補助対象事業者が所有している旨の記載がある自動車が補助対象です。

市町村等について、市町村等が行う業務を民間委託する関係でリース車両を委託事業者に転貸している場合は、別途ご相談ください。

補助対象事業者が所有している旨の記載とは

- ・自己所有の場合は、車検証の所有者・使用者欄ともに補助対象事業者の記載があること。
- ・所有権留保の場合は、車検証の使用者欄に補助対象事業者の記載があること。
- ・リースの場合は、車検証の所有者欄に補助対象事業者（リース業者）、使用者欄にリース先の事業者の記載があること。

車種	補助対象者	補助額	補助上限額
燃料電池 自動車 トラック 車両総重量 8トン超	旅客・貨物運送事業者 中小企業等の事業者 大企業等の事業者 市町村等	$(A + B) \times 1 / 1$	62,620千円
燃料電池 自動車 トラック 車両総重量 8トン以下	旅客・貨物運送事業者 中小企業等の事業者 大企業等の事業者	$(A + B) \times 1 / 6$	6,898千円
	市町村等	$(A + B) \times 1 / 8$	5,173千円
燃料電池 自動車 バス	旅客・貨物運送事業者 中小企業等の事業者	$(A + B) \times 1 / 3$	後日、改めて公表
	大企業等の事業者 市町村等	$(A + B) \times 1 / 4$	後日、改めて公表

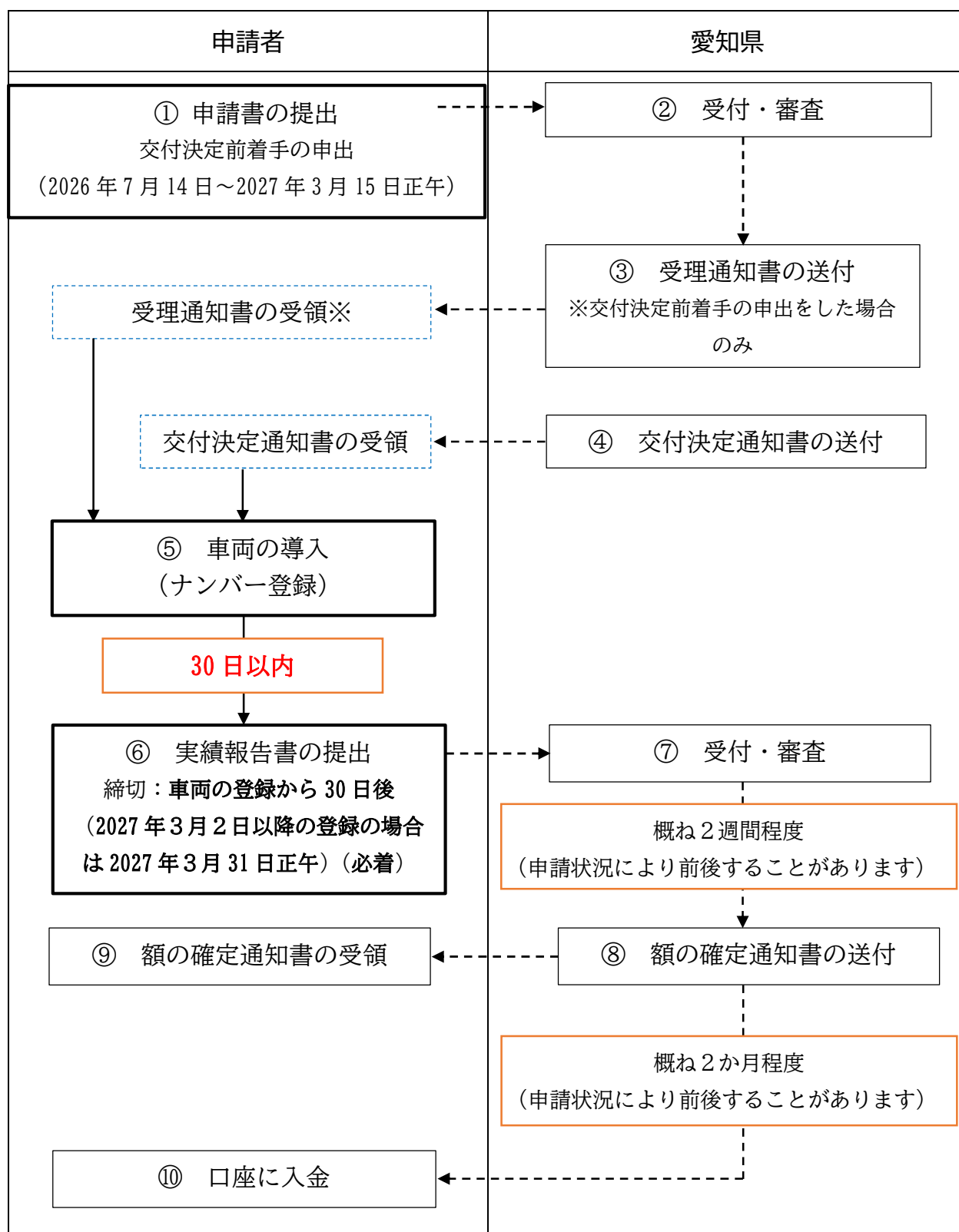
※ 上記の者に貸し渡す目的で車両を導入する自動車リース業者も補助対象となります。なお、いずれの車種においても、宗教法人は補助の対象とはなりません。

A：車両本体価格と通常車両価格との差額

B：（リース契約貸与料金－車両本体価格）と（同種のディーゼル自動車又はガソリン自動車のリース契約貸与料金－通常車両価格）との差額

2 補助金の申請から交付までの流れと注意事項

(1) 補助金の申請から交付までの流れ



(2) 注意事項

- ・車両登録後の申請はできません。
- ・車両登録は、県からの交付決定通知又は受理通知書発行後で、かつ、交付申請と同一年度に行ってください。
- ・実績報告書の提出を忘れないようにしてください。
補助事業が完了した日から 30 日以内に実績報告書を提出してください。ただし、補助対象事業が完了した日が 2027（令和 9）年 3 月 2 日以降である場合は、2027（令和 9）年 3 月 31 日までに実績報告書を提出してください。
- ・希望ナンバーへの変更を行った場合は、新規登録の際の自動車検査証記録事項と番号変更後の自動車検査証記録事項を合わせてご提出ください。

(3) 補助対象外となる場合について

以下に該当する場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・燃料電池商用車を事業に使う目的で導入しない場合
- ・県から発送される受理通知書又は交付決定通知書の受領前に車両登録をした場合

3 提出資料

- ・必ず車両登録前に交付申請をしてください。
- ・申請にあたっては、以下の資料をご提出ください。
- ・必要に応じて下記に記載のない資料のご提出をお願いすることがあります。

(1) 交付申請時の提出資料

番号	資料名	備考
1	・ 交付申請書 ・ 事業計画書	・ 押印は不要
2	現在事項全部証明書（原本） 又は 履歴事項全部証明書（原本）	・ 発行から3か月以内 ・ リースの場合はリース事業者、貸与先事業者の両方が必要 ・ リースかつ借受人と使用者が異なる場合は、リース事業者、貸与先事業者、使用事業者の3つが必要 ※市町村に関しては、添付不要
3	愛知県受取人届出書	・ 過去に補助金申請をしており、振込口座の登録内容に変更がない場合は不要
4	貸与料金算定根拠明細書	・ リースの場合のみ必要
5	借受人と使用者の関係性がわかる資料	・ リースかつ借受人と使用者が異なる場合のみ必要
6	導入車両の車両本体価格を証明する資料	※車両本体価格以外の費用、値引き等は含めないこと。
7	ディーゼル又はガソリン車両の車両本体価格を証明する資料	※導入車両と積載量、全長等の仕様が同等の車両であること。
8	導入車両のリース契約書（案）等	

9	ディーゼル又はガソリン車両のリース契約書（案）等	※導入車両と積載量、全長等の仕様が同等の車両であり、同等のメンテナンス・サービス費用が含まれていること。
---	--------------------------	--

（２）実績報告時の提出資料

- ・実績報告にあたっては、下表１～５をご提出ください。
- ・必要に応じて下記に記載のない資料のご提出をお願いすることがあります。

番号	資料名	備考
1	・実績報告書 ・事業結果報告書	・押印は不要
2	車両代金請求書（写し）	・車両購入時の自動車販売店からの請求書など 車両本体価格が分かるもの （請求書がない場合や請求書に車両本体価格が示されていない場合は、注文書等で示すことも可）
3	代金支払を証する資料	・自己所有の場合：領収書の写し ・所有権留保（ローン）の場合： ローン契約書の写し ・リースの場合：リース契約書の写し
4	自動車検査証記録事項（写し）	—
5	補助金の請求書	・押印は不要

(3) 変更があった時の提出資料

- ・申請時から変更がある場合については、追加で以下の資料をご提出ください。

番号	資料名	備考
1	変更届	・申請時から軽微な変更がある場合に提出すること ※軽微な変更とは、補助金の交付決定額に変更がないものをいいます。 (例)事業者の役員の変更、車両の使用の本拠の変更、リース料金の変更等
2	補助対象事業計画変更承認申請書	・申請時からの変更が軽微でない(上記の変更に該当しない)場合に提出すること (例)導入台数の変更(2台→1台)
3	その他変更内容を証する資料	・変更内容によっては提出の必要があります。 ・詳細については担当までお問い合わせください。

第2章 その他

1 資料の提出先

交付申請書は、以下の県 Web ページから「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、提出いただきますようお願いいたします。

提出資料はファイルの圧縮等を行い、容量を 10MB 以下の 1 つ又は 2 つのファイルにしてください。

<燃料電池商用車導入促進費補助金 Web ページ>

<https://www.pref.aichi.jp/site/suiso-fcv/car-subsidy.html>

<燃料電池商用車導入促進費補助金交付申請（電子申請システム）>

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure/1652481867921509140>

2 問合せ先

お問い合わせの前に…

- ・「申請の手引き」をご一読ください。
- ・国の補助金や市町村の補助金については、それぞれの実施団体や市町村にお問い合わせください。
- ・電話でのお問い合わせの際、「申請の手引き」を使ってご案内する場合がありますので、「申請の手引き」を確認できる状況でお電話いただくことをお勧めします。
- ・メールでのお問い合わせの際、タイトル（件名）に『自動車補助金の問い合わせ』と入力いただきますようお願いいたします。

担当	問合せ先
愛知県経済産業局 水素社会実装推進課 水素企画グループ	電 話：052-954-7416 受付時間：9 時～17 時 30 分 <u>（12 時～13 時を除く）</u> F A X：052-954-6943 E-mail：suiso@pref.aichi.lg.jp

3 よくある質問

Q1 愛知県外の事業者は補助対象となりますか。

A1 本社の所在地が愛知県外の事業者であっても、愛知県内の事業所に導入する場合は補助対象となります。例えば、リース事業者が愛知県内の事業者から車両を貸し渡す場合や、愛知県外に本社がある法人が、愛知県内の支社に車両を導入する場合は補助対象となります。反対に、愛知県内に本社があっても、愛知県外の事業所で導入する場合は補助対象となりません。

Q2 他の団体の補助金を受けることはできますか。

A2 他の団体(国、市町村など)の補助金と併用いただけます。ただし、他の団体の補助金の交付を受ける場合、県の補助額が減額されることがあります（詳細はお問い合わせください。）。

Q3 この補助金は圧縮記帳の対象になりますか。

A3 税務処理等の解釈・詳細は、税理士やお近くの税務署にご確認ください。